

三島村一般廃棄物処理基本計画

令和 7 年 4 月

三島村

目 次

第1章 基本計画策定の趣旨	3
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 関連計画	4
第3節 計画対象区域	5
第4節 計画目標年次	5
第2章 三島村の概要	6
第1節 三島村の現況	6
第2節 三島村の特性	8
第3節 将来計画	11
第4節 類似自治体との比較	14
第3章 ごみ処理基本計画	17
第1節 ごみ処理の現状と課題	17
第2節 ごみ処理の基本方針	22
第3節 将来ごみ量	24
第4節 国、県の目標	26
第5節 達成目標	27
第6節 ごみ処理基本計画	28
第7節 施設規模の算定	33
第4章 生活排水処理基本計画	34
第1節 生活排水処理の現況と課題	34
第2節 生活排水処理の基本方針	35
第3節 生活排水処理形態別人口の予測	36
第4節 生活排水処理基本計画	36
第5節 浄化槽汚泥等の処理計画	37

第 1 章 基本計画策定の趣旨

第 1 節 計画策定の趣旨

1. 計画の目的

廃棄物処理法第 6 条 第 1 項の規定では、市町村は当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」といいます。）を定めなければならないとしています。

一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（以下「一般廃棄物処理基本計画」といいます。）と、当該一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（以下「一般廃棄物処理実施計画」といいます。）により構成されています。さらに、それぞれ、ごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成されます。

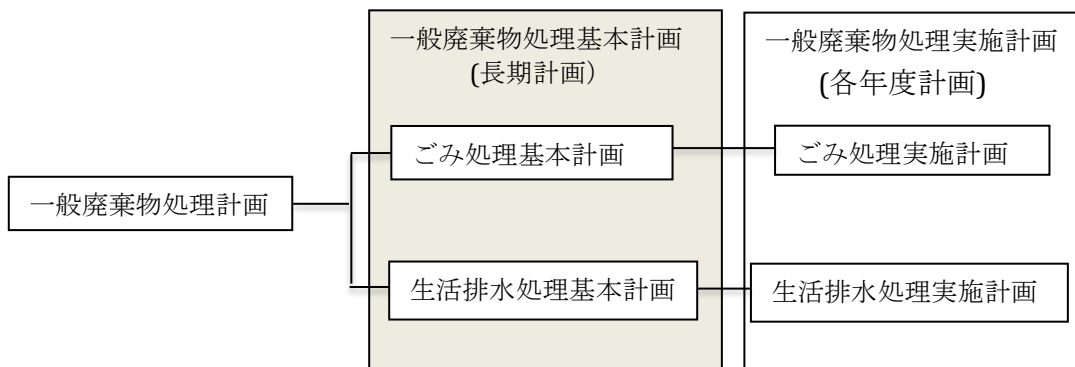


図 1 一般廃棄物処理計画の法的位置づけ

本計画は、一般廃棄物処理基本計画に該当し、一般廃棄物の発生・排出抑制から再資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分に至る一般廃棄物の適正な処理・処分に関するすべてを包括するもので、三島村（以下「本村」といいます。）の将来にわたる一般廃棄物の処理を計画的かつ適正に行うための根幹となる計画です。

なお、本計画では「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」について定め

るものとしします。

第2節 関連計画

本計画は、本村のまちづくりの基本的な考え方を示す「第Ⅲ期三島村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に即して定めるものとしします。また、関連法令や関連計画を踏まえた計画としします。

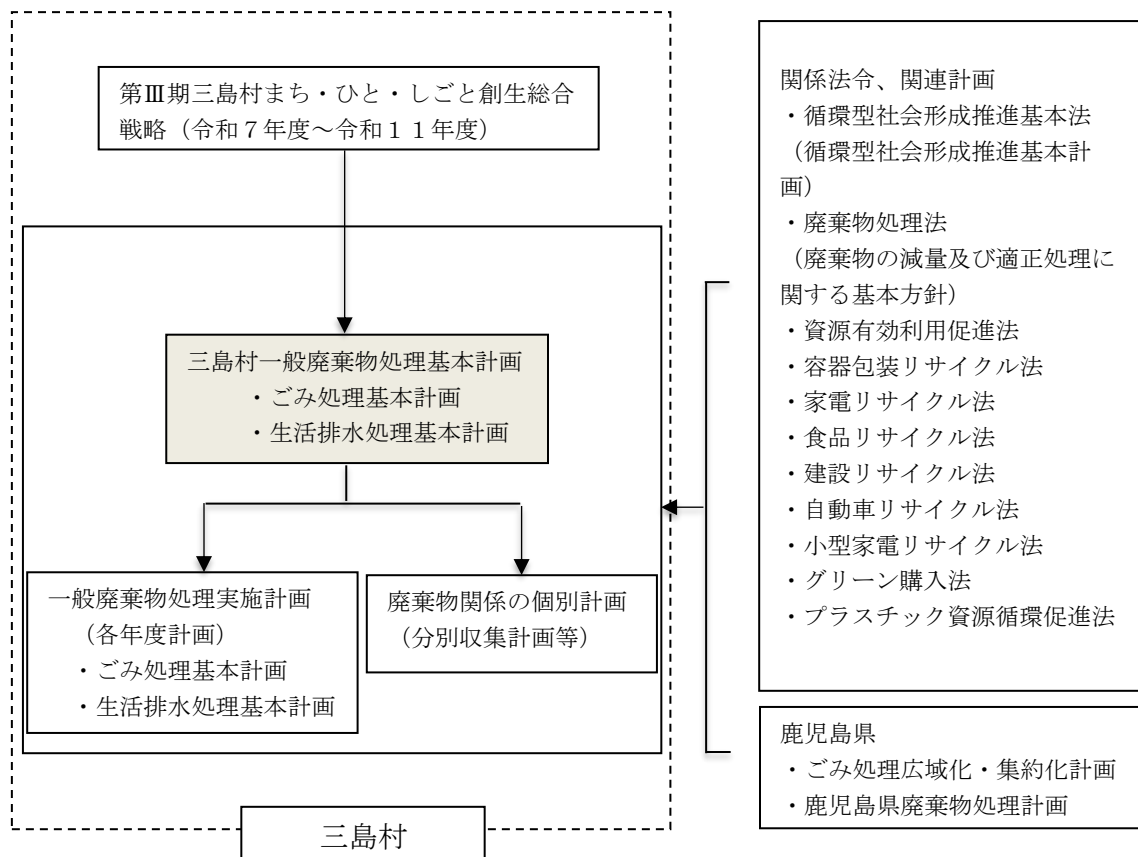


図2 本計画と関連計画の位置付け

第3節 計画対象区域

本計画の対象区域は、本村の行政区域全域とします。

第4節 計画目標年次

一般廃棄物処理基本計画は、10～15年の長期的視野の展望に立った計画であり、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場
には見直しを行うことが適切であるとされています。^{※1}

そこで、本計画の計画目標年次^{※2}は、令和7年度を初年度として15年先の令和22年度とします。ただし、廃棄物を取り巻く環境の変化を考慮し、概ね5年ごとに改定を行うものとしします。

計画期間：令和7年度～令和22年度

※1 ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月 環境省）

※2 目標年次 計画期間：令和7年度～令和22年度

第2章 三島村の概要

第1節 三島村の現況

1. 位置

本村は、鹿児島市より南西100km～140kmの洋上に点在する、竹島・硫黄島・黒島の3つの島で構成される人口350人未満の小規模自治体です。



出典:「三島村 GUIDE BOOK」より編集

図3 三島村の位置

2. 地形・地質

本村は、鹿児島港から南西 100km から 120km の洋上に、東西に並列する竹島、硫黄島、黒島の三島からなり、面積は、31.39 km²です。

【硫黄島】

硫黄島は、九州四大カルデラの一つである鬼界カルデラの中にあり、霧島火山帯に沿って噴出した海底火山である同カルデラの中央火口丘に当たります。地形的には現在活動を続ける硫黄岳(703.7m)のコニーデ式火山帯の急傾斜地と、その麓の緩傾斜地、および西北～西部にかけて旧期火山に属する比較的緩やかな地形を呈しています。(矢筈岳および城ヶ原)地帯に三分され、硫黄岳山麓部と旧期火山地形部とは比高 100～200m の断崖で境している。海岸は、溶岩流が海に流れ込み、激浪に洗われて奇岩、絶壁をなし、海面は硫黄の流出によって七色に彩られています。島の東方 2km の海域には昭和 9 年の海底噴火によって生じた昭和硫黄島があります。

【竹島】

竹島は、硫黄島の東北東 14km の地点にあり、東西に細長く、同島の四周は激浪に洗われて断崖をなし海に臨んでいます。島の最高標高は約 220m、断崖上の地形は比較的平坦であります。

【黒島】

黒島は、硫黄島の東北東 34km の洋上にあり、ほぼ菱形をなしています。同島の中央部には櫓岳(621.9m)横岳(579m)等の 500m 以上の山峯があり、その裾野は急傾斜をなして海岸にせまり、その末端は激浪に洗われて、周囲の海岸は断崖をなしています。河川は放射状にありますが、いずれも短小であります。

3. 気象

気象における三島村の細分区域は、種子島地方に属しています。亜熱帯海洋性の気候に属し、四季を通じて温暖であります。種子島における年平均気温は 19.6℃、年較差(夏の最高月と冬の最低月の気温差)は 16.4℃であり、鹿児島の 20.0℃に比べて年較差が小さいです。また、種子島における年降水量は 2,500～3,000mm 前後、平年の梅雨入りは 5 月 31 日ごろ、梅雨明けは 7 月 14 日ごろであります。梅雨期間(6 月から 7 月)の降水量は 673.0mm で、5 月から 7 月が年間で降水量の最も多い時期となります。

第2節 三島村の特性

1. 人口・世帯数

本村の人口は、減少傾向にあり、令和7年度現在では、人口は356人、世帯数は202世帯となっています。1世帯当たりの平均人数は約1.8人となっています。

表1 人口・世帯数の推移

区分	世帯数	人口		
年次		総数	男	女
平成25年12月末	207	356	168	188
平成26年12月末	207	375	179	196
平成27年12月末	213	388	188	200
平成28年12月末	207	379	186	193
平成29年12月末	205	384	189	195
平成30年12月末	200	373	186	187
令和元年12月末	199	366	178	188
令和2年12月末	202	384	177	207
令和3年12月末	205	388	180	208
令和4年12月末	202	369	178	191
令和5年12月末	204	364	188	176
令和6年12月末	197	344	176	168

出典：「三島村ホームページ」より

2. 産業動向の把握

2020年の産業分類別就業者数は212人で、村全体の人口の55.2%を占めています。島別には、黒島が最も多く95人、次に硫黄島75人、竹島42人となっています。

産業別には、教育・学習支援業が55人で最も多く、次に農林業が30人、飲食業・宿泊業が22人、医療・福祉業22人となっています。なお、製造業の従業者は関係事業所がないことから皆無となっています。

2015年との比較では、全体では17人の増加となり、医療・福祉、教育・学習支援業での増加が目立ちます。

また飲食店・宿泊業が5人増加していることに注目し、今後は、旅館業としての施設も整備し、働く場所を設け、定住者増加に繋げることが重要です。

農林業が増加しているが、これは、村が畜産振興に力点を置いていることが大きく影響したと思われます。

(単位:人、%)							
	2020					2015	2020-2015
	竹島	硫黄島	黒島	合計	構成比		差増
一次産業	7	14	17	38	17.9%	38	
農林業	4	12	14	30	14.2%	34	-4
漁業	3	2	3	8	3.7%	4	4
2次産業	1	9	12	22	10.4%	27	-5
建設業	1	8	10	19	9.0%	26	-7
製造業		1	2	3	1.4%	1	2
3次産業	34	52	66	152	71.7%	130	22
電気・ガス・水道業等	3	3	3	9	4.2%	6	3
情報・通信業		3	1	4	1.9%	1	3
運輸業		3		3	1.3%	10	-7
卸売・小売業	2	1	4	7	3.3%	4	3
学術・専門・技術サービス業		2	1	3	1.4%	2	1
飲食店・宿泊業	2	10	10	22	10.4%	17	5
生活関連サービス業・娯楽業	1	1		2	0.9%	4	-2
医療・福祉	6	8	8	22	10.5%	11	11
教育・学習支援業	14	12	29	55	26.0%	51	4
複合サービス業	1	2	3	6	2.8%	4	2
サービス業		1	2	3	1.4%	6	-3
公務	5	6	5	16	7.6%	14	2
就業者総数	42	75	95	212	100.0%	195	17

資料 公益財団法人日本離島センター「離島統計年報 2022」

表2 産業分類別就業者
公益財団法人日本離島センター「離島統計年報 2022」より

3. 土地利用

本村の地目別土地面積は、以下の表に示すように推移しています。

単位：ha

項目 年度	宅地	田	畑	山林	原野	池 沼	雑種 他	その他	総面積
平成 26 年	7.2		13.28	1465.95	352.88		8.98	1287.71	3136
平成 27 年	7.2		13.25	1465.95	352.88		8.98	1291.73	3139.99
平成 28 年	7.2		13.48	1465.95	352.88		8.98	1291.73	3140.22
平成 29 年	7.2		13.25	1465.95	352.92		8.98	1291.73	3140.03
平成 30 年	7.2		13.21	14659.5	352.88		8.98	1290.74	16332.51
令和 元年	7.2		13.21	14659.5	352.88		8.98	946.7	15988.47
令和 2 年	7.2		13.21	14659.5	352.88		8.98	42.1	15083.87
令和 3 年	7.2		13.21	14659.5	352.88		8.98	42.1	15083.87
令和 4 年	7.2		13.21	14659.5	352.92		8.98	42.1	15083.91
令和 5 年	7.2		13.21	14659.5	352.92		8.98	42.1	15083.91
令和 6 年	7.2		13.21	14659.5	352.92		8.98	42.1	15083.91

表 3 地目別土地面積の推移

4. 財政

本村における過去 5 年間の一般会計歳出額及び清掃事業費（衛生費）は、下表のとおりです。

表 4 一般会計と清掃事業費

区分	一般会計 (千円)	清掃費 (千円)	一般会計に占める割合
令和 2 年	2 1 4, 8 7 1	3 8, 5 6 6	1 7.9 %
令和 3 年	3 0 8, 5 4 0	5 5, 5 0 8	1 8.0 %
令和 4 年	2 8 9, 6 0 8	4 3, 6 1 5	1 5.1 %
令和 5 年	2 8 1, 8 7 6	4 4, 1 6 4	1 5.7 %
令和 6 年	3 3 9, 8 5 7	8 8, 6 8 8	2 6.1 %

出典：「三島村財政状況関係資料」より

第3節 将来計画

三島村第Ⅲ期三島村まち・ひと・しごと創生総合戦略の一般廃棄物処理及び環境衛生等の生活環境に関わる施策等について以下に概括します。

1. 計画期間

【基本構想】

令和7年度～令和11年度

【基本計画】

令和7年度～令和11年度

2. 地域像

きらりと光るアイランドみしま

3. 想定人口

現在の人口動態が今後も続いた場合、国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の調査をもとに推測すると、2030年には人口300人を割り、2050年には220人程度まで人口が減少すると推計され、人口減少は村政において最重要課題となっています。

4. 廃棄物に関する取組

(1) ごみの減量化・資源化の推進

循環型社会の構築を目指して、住民・事業者・村が一体となって、ごみ減量、適正排出に取り組む。

廃棄しようとする製品は交換や修理して再利用する、使い捨て製品の購入を止めて再生品を利用するなど、3R（リデュース・リユース・リサイクル）について、住民意識の向上を図る。

たばこ、空き缶等のポイ捨て等をなくしていくことで、村内の美化を図り、美化の気持ちを持つことで3Rを推進する気持ちを持つことが必要である。住民一体となって、ごみ集積所の美化、沿道緑化、清掃の励行を進める。

(2) 廃棄物処理

各施設の維持管理を適正に行い、廃棄物処理法やダイオキシン類対策特別措置法の

規定に従い、排ガス等の定期的な測定、監視体制の充実を図る。

焼却の際は、周辺環境に十分配慮し、汚水の外部流出や焼却灰の飛散等が生じないように適正な維持管理に努める。

(3) し尿・生活排水処理

浄化槽の計画的な更新と適正な維持管理を行う。

5. 事業計画

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度 ～2040 年 度
(1) ごみの減量化・資源化の推進				
・普及啓発	強化	→		→
・ごみの分別収集・運搬	徹底	→		→
(2) 廃棄物処理				
・焼却処分	継続	→		→
・島外搬出・リサイクル	継続	→		→
(3) し尿・生活排水処理				
・浄化槽の維持管理	継続	→		→
・下水道事業公営企業法適用事業		基本設計	運用開始	→

第4節 類似自治体との比較

1. 主要な指標に関する類似自治体との比較

本村のごみ処理について客観的に評価するため、主要な指標を抽出し、類似自治体の平均と比較を行います。主要な指標については、環境省が示す「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、人口1人1日当たりごみ総排出量、廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等を除く）、廃棄物のうち最終処分される割合、人口1人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用としました。

類似自治体は、都市形態、人口規模、産業構造の3つの要素に基づき、総務省が類型化した自治体を示しており、本村には、24の類似市町村があります。

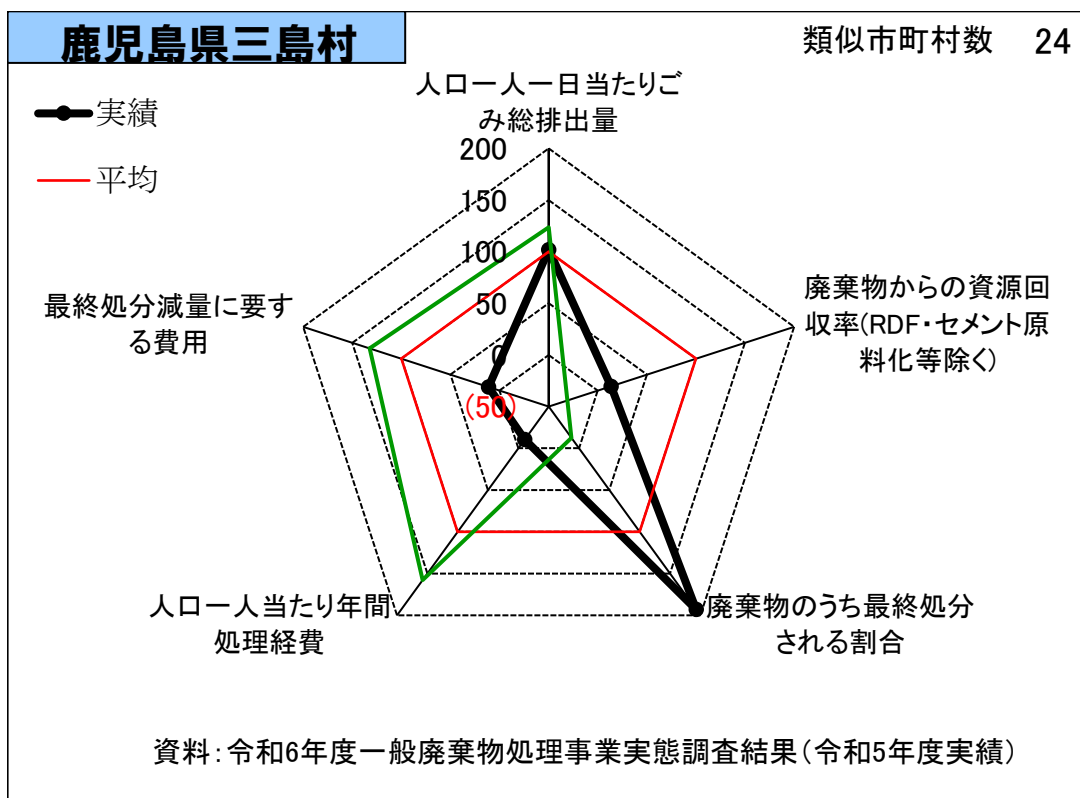


図4 類似自治体との比較

2. 類似自治体との比較結果

類似自治体との比較結果は、下表のとおりです。

表5 類似自治体との比較（全体）

市町村名	人口	人口一人一日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
		(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
鹿児島県三島村	361	0.87	0.026	0.009	39,219	121,414
鹿児島県十島村	637	0.678	0.299	0.272	7,867	43,574
鹿児島県さつま町	19,205	0.791	0.234	0.131	11,472	44,434
鹿児島県長島町	9,498	0.677	0.084	0.148	12,549	57,302
鹿児島県湧水町	8,512	0.91	0.108	0	17,539	52,642
鹿児島県大崎町	11,967	0.836	0.83	0.17	13,300	32,111
鹿児島県東串良町	6,455	1.186	0.402	0.053	10,944	25,530
鹿児島県錦江町	7,074	0.59	0.365	0.057	11,276	53,456
鹿児島県南大隅町	6,213	0.585	0.283	0.04	12,854	60,424
鹿児島県肝付町	14,038	0.879	0.097	0.077	12,230	39,730
鹿児島県中種子町	7,343	0.725	0.092	0.123	13,603	58,205
鹿児島県南種子町	5,299	0.964	0.341	0.099	23,694	74,512
鹿児島県屋久島町	11,624	0.963	0.374	0.017	38,087	101,809
鹿児島県大和村	1,420	0.85	0.038	0.133	16,883	56,856
鹿児島県宇検村	1,637	1.172	0.044	0.121	20,013	48,889
鹿児島県瀬戸内町	8,156	1.468	0.038	0.709	25,133	141,127
鹿児島県龍郷町	5,991	0.877	0.067	0.133	16,514	53,685
鹿児島県喜界町	6,437	0.938	0.212	0.089	18,982	57,197
鹿児島県徳之島町	10,105	0.96	0.092	0.119	21,357	60,626
鹿児島県天城町	5,558	0.702	0.124	0.134	23,597	92,253
鹿児島県伊仙町	6,232	0.68	0.132	0.138	22,241	90,388
鹿児島県和泊町	6,148	0.884	0.079	0.106	19,060	64,267
鹿児島県知名町	5,390	0.935	0.075	0.105	21,829	69,622
鹿児島県与論町	5,007	1.156	0.157	0.088	17,002	44,063
平均	7,096	0.887	0.191	0.127	18,635	64,338

出典：環境省 令和6年度一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和5年度実績）

※：本村の実績データと異なる箇所がある。

(1) 人口 1 人 1 日当たりのごみ総排出量

本村の人口 1 人 1 日当たりの総排出量は、870g/人・日であり、類似自治体平均値の 877g/人・日より「7g/人・日」の減量化が進んでいます。

(2) 廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化を除く）

本村の資源回収率は、2.6%となっており、類似自治体平均値 19%より「16.4%」少ない値となっています。

(3) 廃棄物のうち最終処分される割合

本村の最終処分される割合は、0.9%となっており、これは類似市町村平均値の 12.7%より「11.8%」処分量が削減されている値となっています。

(4) 1 人当たりの年間処理経費

本村の 1 人当たりの年間処理経費は、39,219 円/人・年となっており、類似自治体平均の体平均値の 18,635 円/人・年より、「14,584 円/人・年」高い値となっています。本村は離島であり、人口が少ないため、今後更なる効率的な事業を進め、経費の削減に努める必要があります。

(5) 最終処分減量に要する経費

本村の最終処分に要する費用は、121,414 円/t となっており、類似自治体平均値の 64,338 円/t より、「57,076 円/t」高い値となっています。1 人当たりの年間処理経費と同様に、今後更なる効率的な事業を進め、経費の削減に努める必要があります。

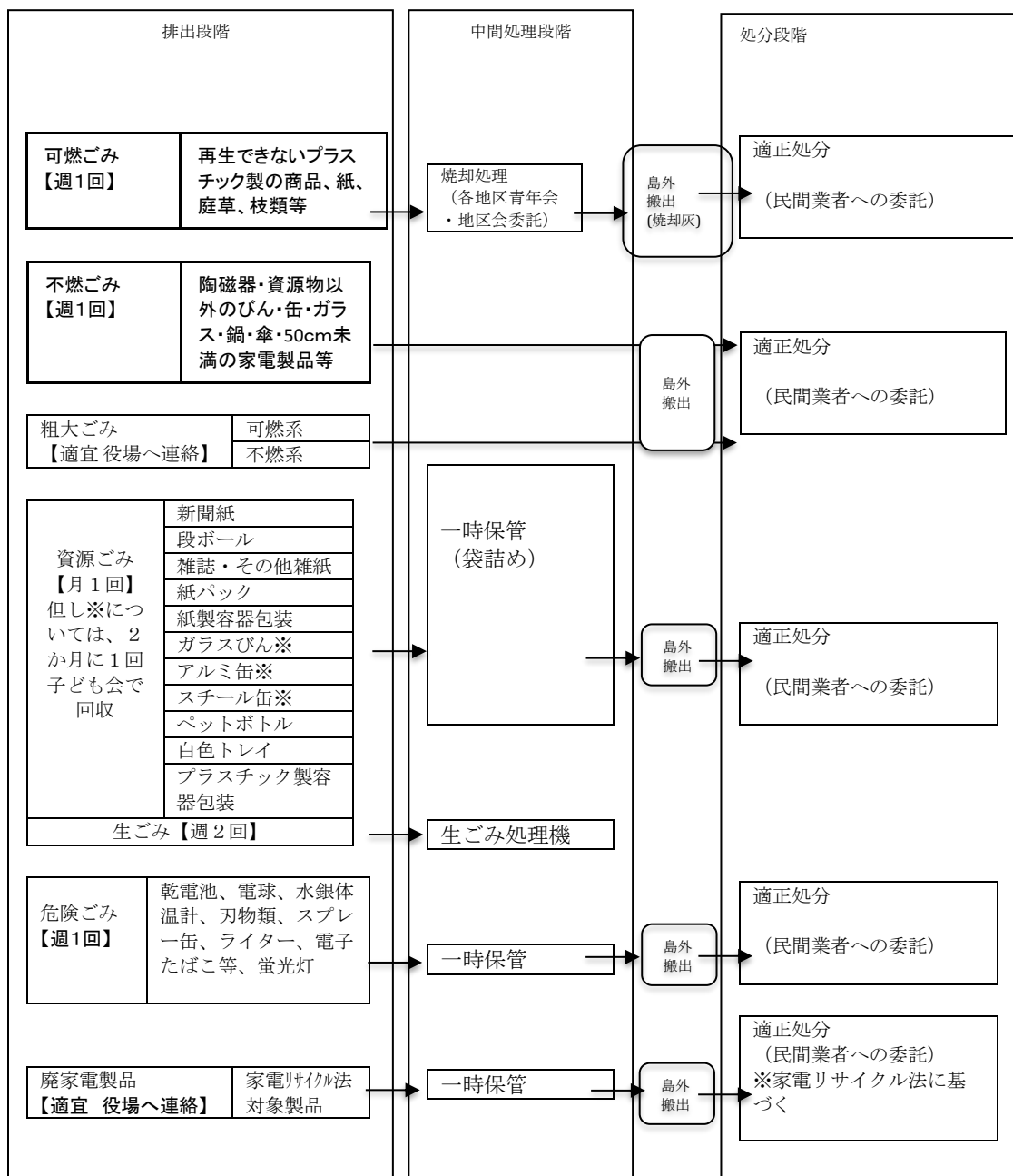
第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理体系

令和7年度の本村のごみ処理体系及び形態は、下図のとおりです。

図5 ごみ処理体系及び形態



2. 収集・運搬の状況

(1) ごみの分別と収集方法

令和 6 年度現在のごみの排出形態は、図 5 のとおりです。

ごみの分別区分は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ（新聞、ダンボール、雑誌・その他雑紙、紙パック、紙製容器包装、ガラスびん（透明・茶・その他）・アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装、生ごみ）」、「危険ごみ」、「廃家電製品」の 6 区分です。

ごみの分別収集は、一般家庭から排出されるごみについて行っています。収集方式は、ごみ集積所（ステーション）方式としていますが、粗大ごみは、村役場に連絡した上で、自分で運べるものは自己搬入することとしています。

廃家電製品は、村役場に連絡した上で、個別に回収が行われています。「家電リサイクル法対象製品」として排出者から料金を徴収した上で、指定業者への引渡し場所までの運搬費用を村が負担する形で回収を行なっています。

ごみ袋については、ごみの分別・資源化の徹底、処理作業の効率向上、収集作業の安全確保などのため、透明または半透明の袋を使用することとしています。

(2) 収集・運搬車両の状況

収集運搬は、可燃ごみ焼却後の焼却灰、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ及び有害ごみ、廃家電製品について行っており、各地区において 2 t ダンプ車 1 台、補助的な役割として軽貨物車両 1 台の合計 2 台が稼働しています。

また、ごみ収集体制は村役場より各地区の団体へ委託することにより行われています。

3. 収集・運搬の状況

(1) ごみ排出量の推移

平成 27～令和元年度のごみ排出量の推移は、表 3-1-2 及び図 3-1-2 のとおりです。総ごみ量は、平成 29 年度に増加しましたが、全体としては減少傾向を示しています。ごみの区分別では、可燃ごみと資源ごみは減少しており、不燃ごみのみ増加傾向となっています。

表 6 ごみ排出量の推移 (単位: g/人/日)

区分 \ 年度	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
生活系ごみ	838	846	853	854	855
家庭系ごみ	報告数値 なし	報告数値 なし	報告数値 なし	832	833
事業系ごみ	15	14	14	15	15
1 人 1 日当たり排出量	853	860	867	869	870

一般廃棄物処理事業実態調査 (政府統計) より

(2) 1 人 1 日当たりのごみ排出量

1 人 1 日当たりのごみ排出量は、表 6 のとおりです。

本村の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は増加傾向にあり、令和元 年度には 853g/人日でしたが、令和 5 年度は 870g/人日まで増加しています。

これは離島といった特別な条件によるものと考えられます。

(3) 家庭系ごみ排出の実態

1) 収集ごみ

令和 4 年度から令和 5 年度までの過去 2 年間のごみ収集量実績は、表 6 のとおりであり、総ごみ量は増加傾向にあります。

(4) 事業系ごみの排出実態

令和元年度から令和 5 年度までの過去 5 年間のごみ収集量実績は、表 6 のとおりであり、総ごみ量は横ばいです。

4. 中間処理状況

(1) 焼却施設

1) 概要

本村の可燃ごみは、各地区の小型焼却炉において焼却処理を行っています。小型焼却炉は、随時整備を行っており、老朽化が進んでいた硫黄島・大里地区にあつては、令和 6 年度、補助事業を活用のうえ、入れ替えを行いました。

2) 焼却処理状況

過去5年間の村内焼却処理状況は表7のとおりです。焼却量は令和3年度に一旦増加傾向を示しましたが、令和4年度減少に転じ、以降は増減を繰り返しています。

表7 島外搬出焼却灰

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
焼却量 (t)	2.25	6.6	2.66	3.5	2.3

3) ダイオキシン類測定結果

清掃センターにおけるダイオキシン類の測定結果は表8のとおりです。焼却灰は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準値 3ng-TEQ/m³N を下回っています。また、と飛灰についても、廃棄物の清掃及び処理に関する法律に基づく基準値 3ng-TEQ/g を下回っています。

表8 ダイオキシン類測定結果

年度	排ガス		煤塵等	
	測定日	単位 Ng-TEQ/m ³	測定日	単位 Ng-TEQ/m ³
令和4年度	10/5	0.079	10/5	0
令和5年度	11/30	0	11/30	0
令和6年度	11/6	0.00025	11/6	0

5. 最終処分状況

本村の不燃ごみは、外部業者委託において所定の埋立処分を行っています。村内に処分場は所在しません。

6. 清掃事業費

清掃事業費の推移は、表9のとおりです。

表9 清掃事業費

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
ごみ排出量(t)	114	123	121	118	115
処理及び維持管理費(千円)	38,179	10,099	26,400	13,085	14,439
ごみ1tあたり (千円/t)	335	82	218	111	126

7. 現状の問題点と課題の整理

(1) ごみの排出抑制

1) 生ごみの排出抑制

食品の購入に当たって賞味期限に関する正しい理解を深めるとともに、適量の購入による食品ロスの削減に資する購買行動や食品の食べきりや使い切り、生ごみの水切りに努めるよう啓発していく必要があります。

2) ごみ排出抑制に向けた住民への教育・啓発活動

現在、ごみの排出抑制について、令和6年度、ごみの排出方法のカレンダーを製作し、各世帯へ配布しました。今後も、住民のごみ減量化・資源化に対する意識を啓発し、さらに高揚させていくことが必要です。

また、過剰包装を辞退する、詰め替え商品を購入するなどのごみ発生を抑制したライフスタイルの構築など発生・排出抑制、資源化の推進を検討する必要があります。

(2) ごみの収集・運搬

1) ステーションの管理

資源ごみの対象品目を適切に排出させる観点から、ステーションの適切な管理について関係者を交え、定期的に検討する必要があります。

2) 家庭系ごみと事業系ごみの区別

現在、事業系ごみは、収集後、島外搬出した後、委託業者による処分を行っています。

(3) 中間処理施設

1) 焼却施設

本村の可燃ごみは、各地区の小型焼却炉において焼却処理を行っています。小型焼却炉は、随時整備を行っており、老朽化が進んでいた硫黄島・大里地区にあっては、令和6年度、補助事業を活用のうえ、入れ替えを行いました。

今後も継続的に安定したごみ処理を行っていくため、施設の補修や改造等の老朽化対策が必要となります。

2) 粗大ごみ破碎設備の整備

可燃性の粗大ごみは、島外搬出後、委託業者に引き渡し後、適切に処理されています。

(4) 最終処分場

島内に処分場はありません。

(5) ごみ処理費用

1 人当たりのごみ処理費用は、類似自治体より高い値となっています。費用対効果の高いごみの処理・処分のあり方についても検討が必要です。

第2節 ごみ処理の基本方針

1. ごみ処理の理念

私たちのライフスタイルは近年の急速な社会情勢の変化により変革を迎えています。その結果、日常生活から排出されるごみは種類や処理方法が多様化し、ごみ量の増加などに伴う環境への影響など様々な課題を抱え、資源・エネルギーの有効活用、ごみの発生抑制や適正な処理が求められています。

本村では、環境への負荷を極力抑制した取り組みを行うと同時に、毎日排出されるごみを安定的に処理できる体制を地域と連携しながら整える必要があります。

このような状況の中で、本村は、快適で住みよい生活環境を確保し、良好な環境を将来

の世代に引き継いでいくため、前基本計画の基本理念を受け継ぎ、次の考え方をごみ処理の基本理念として取組を進めていくものとします。

『循環型社会』に向けたごみ処理システムの構築

2. ごみ処理の基本方針

循環型社会形成推進基本法では、環境負荷をできる限り低減するという観点から、基本原則として、以下の施策の優先順位が定められています。

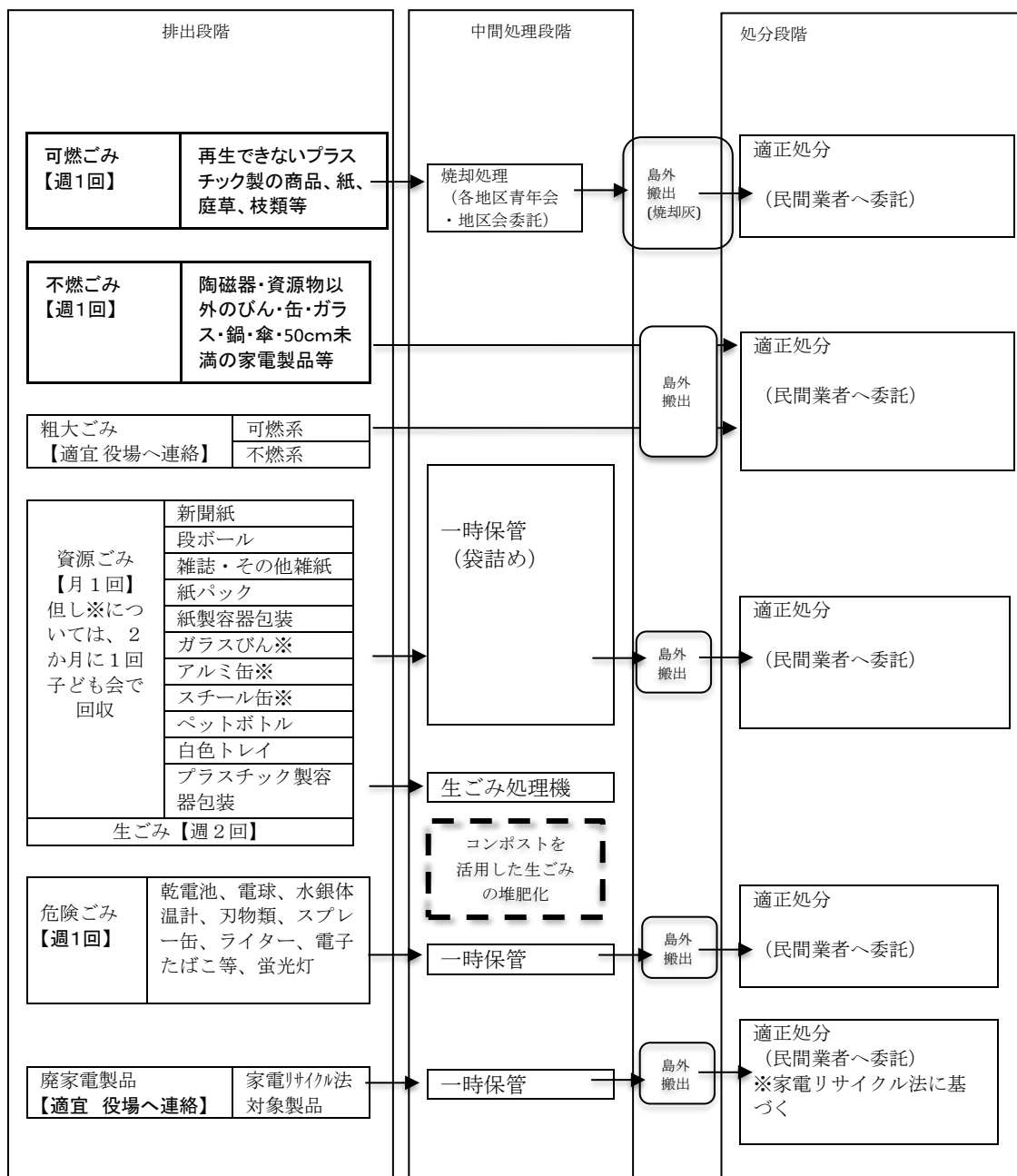
- ①発生抑制（リデュース）
- ②再使用（リユース）
- ③再生利用（マテリアルリサイクル）
- ④熱回収（サーマルリサイクル）
- ⑤適正処分

第3節 将来ごみ量

1. 将来ごみ処理体系

本村のごみ処理体系及び形態は、下図のとおりです。

図 6 将来ごみ処理体系及び形態



現状（令和 7 年度）と異なる点は、以下のとおりです。

- ・コンポストを活用した生ごみのたい肥化を行い、ゴミの量を減らします。

2. 将来ごみ量

(1)実績に基づくごみ量及び施策反映したごみ量の予測

令和元年度～令和 5 年度の実績に基づくごみ量予測は、下のとおりです。

(単位:g/人/日)				
年度	生活系ごみ	家庭系ごみ	事業系ごみ	1人1日当たり排出量
R1	838		15	853
R2	846		14	860
R3	853		14	867
R4	854	832	15	869
R5	855	833	15	870
R6	854	836.1	15	868
R7	858	836.9	15	871
R8	861	837.7	15	874
R9	864	838.5	15	876
R10	867	839.3	15	879
R11	870	840.1	15	882
R12	874	840.9	15	885
R13	877	841.8	15	888
R14	880	842.6	15	891
R15	884	843.4	15	894
R16	887	844.2	15	897
R17	890	845	15	900

表 1 0 実績に基づくごみ量予測

(2)一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

本村におけるごみ排出量について、令和元年度から令和 5 年度までの実績値を基に、回帰分析により令和 17 年度までの将来予測を行いました。

生活系ごみについては、令和元年度の 838g から令和 5 年度の 855g へと緩やかな増加傾向がみられ、今後も増加を続け、令和 17 年度にはおおむね 890g 程度に達する見込みです。

家庭系ごみについては、実績値が令和４年度の８３２ｇ、令和５年度の８３３ｇとほぼ横ばいで推移しており、将来においても微増にとどまり、令和１７年度でおよそ８４５ｇ前後と予測されます。

事業系ごみは、令和元年度から令和５年度の間で１４～１５ｇと安定して推移しており、将来的にもほぼ一定で推移すると見込まれます。

１人１日当たり排出量については、令和元年度の８５３ｇから令和５年度の８７０ｇへと増加しており、今後も緩やかな増加が続き、令和１７年度には約９００ｇに到達すると予測されます。

以上のことから、生活系ごみと１人１日当たり排出量については今後も増加が見込まれるため、ごみ減量化やリサイクル推進の取組を一層強化する必要があります。特に、生ごみについてはごみ全体に占める割合が高いため、家庭や地域でのコンポスト活用を推進し、生ごみを堆肥化することで排出量の抑制と資源循環の両立を図ります。こうした取組により、ごみ処理経費の縮減や温室効果ガス排出量の削減、さらには地域農業への還元といった副次的効果も期待されます。

第４節 国、県の目標

国では、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」及び「第五次循環型社会形成推進基本計画」に基づく一般廃棄物の減量化等の目標を設定しています。

また、鹿児島県では、令和３年３月に「鹿児島県廃棄物処理計画」を策定し、減量目標等を設定しています。

表１１ 国、鹿児島県の目標

【国の目標】

区分	国 「廃棄物処理法に基づく基本的な方針」 (令和７年２月)	国 「第５次循環型社会形成推進基本計画」 (令和６年８月)
目標年	令和１２年度	令和１２年度
基準年	令和４年度	—
減量化	令和４年度比排出量 約９％削減 １人１日当たりの家庭系ごみ量 ４７８ｇ/人/日	・１人１日当たりのごみ排出量 ※１約６３７ｇ ・１人１日当たり家庭から排出するごみ量※２ 約３３０ｇ
リサイクル率	令和１２年度 約２６％	—
最終処分量	令和４年度比 約１０％削減	２０２５年度約３２０万トン (２０００年度から約７０％減)

※１ 計画収集量、直接搬入量、集団回収を加えた事業系を含む一般廃棄物量。

※2 集団回収量、資源等を除く

【鹿児島県の目標】

『一般廃棄物』

目標値の種類	令和7年度予測値	令和7年度目標値	備考
排出量(千トン)	501	483	9.2%削減
一人一日当たり排出量(g)	909	875	4.7%削減
リサイクル率	17.4	23.4	7.0ポイント増加
最終処分量(千トン)	52	47	20.3%削減

※令和7年度の予測値及び国の基本方針における削減目標率等を勘案し設定している。

第5節 達成目標

本計画では、基本方針を効果的に推進し、実効性を確保するため、本村で達成すべき数値目標を設定します。

『ごみ排出量の削減目標』

『資源化率の目標』

目標を設定するにあたっては、本村のごみ処理の現状や課題を踏まえ、国及び東京都が掲げている減量・資源化目標を考慮して設定します。

なお、本計画の計画目標年次は令和22年度ですが、数値目標については国の「第五次循環型社会形成基本計画」に準じて、令和12年度までに達成するものとします。

『数値目標達成年度：令和12年度』

1. ごみ排出量の削減目標

近年、本村のごみ排出量は増加傾向にあり、1人1日当たりのごみ排出量も増加しており、国の目標にまだ達成していない状況です。この要因として、離島といった特別な条件下であることが考えられますが、今後も住民1人1人がごみ排出量の削減に努める必要があります。

そこで、「第五次循環型社会形成基本計画」に準じて、ごみ排出量の削減目標を次のとおり設定し、ごみの発生・排出抑制、リサイクルを促進します。

『令和12年度の1人1日当たりのごみ排出量 637g/人/日
以下を目標とする』

2. 資源化率の目標

本村は、従来から「新聞」、「ダンボール」、「雑誌・その他雑紙」、「紙パック」「紙製容器包装」以外の資源ごみについては2か月に1回子ども会で回収を行うことで分別収集しています。

これらの資源物の分別を引き続きを推進することで、今後は資源化が増加することが想定されます。具体的に資源化のための普及啓発の推進を行うこととしています。

令和7年度の資源化率を令和12年度までに県の令和7年度目標値である7.0ポイント増加を目標とします。

第6節 ごみ処理基本計画

1. 発生・排出抑制計画

(1) 基本方針

循環型社会の構築を目指して、住民・事業者・村が一体となって、ごみ減量に取り組むものとします。そのために、本村では、従来の住民の消費者意識ならびに事業者の生産活動が環境に配慮した具体的な行動につながるよう、情報提供や活動支援を行います。

(2) 施策内容

1) 家庭系ごみの発生・排出抑制の推進

家庭からの排出されるごみを削減するために、ライフスタイルの見直しをはじめ、適正な自己処理や自主的な資源化の推進方策を検討、支援するとともに、住民の意識の啓発を行います。

① 住民の意識を高める啓発事業

広報誌やインターネット等を活用し、本村のごみ処理の現状、ごみの減量やリサイクルの必要性について、住民への情報提供を行います。また、ごみの発生・排出抑制に関する啓発冊子等を作成し、住民の自発的努力を促します。

② 食品ロスの削減と水切りの推進

家庭でできる食品ロス削減行動等に関する情報提供を進め、食品ロス削減に向けた取組を推進します。

生ごみの水切りを促進し、腐敗等による臭いを防止するとともに、ごみ減量にもつながります。

③ 生ごみの分別収集

本村では、通常の生ごみの分別集以外に令和7年度から地域主導のもと、コンポストを活用した生ごみの堆肥化を開始しました。今後も全地域へ拡大するよう引き続き行政からの支援を行っていきます。

④ プラスチックによる環境負荷の低減と散乱防止

プラスチックごみの散乱等の原因による海洋プラスチックごみによる環境汚染問題が発生しています。村内でのプラスチックごみ等の散乱防止の徹底、プラスチック類の使用を削減するライフサイクルの見直しを推進します。また、プラスチック資源循環戦略の動向を踏まえ、プラスチック製品の分別収集の実施等、柔軟に対応します。

⑤ 再使用・再生品利用の促進

まだ利用できる製品は、交換や修理による再使用や、使い捨て製品の購入をやめて再生品を利用するなど、住民意識の向上を図ります。

⑥ ごみネットワークの確立

ごみの発生・排出抑制、資源化の取組が積極的に行われるように、現在行っている「ご

み会議」を中心とした体制を整え、ごみに関する情報や知識を得ることができるネットワークの確立を図ります。

2) ごみ処理費用の有料化

厳しい財政事情のなか、ごみ処理に要する費用は税金でまかなわれています。今後、ごみの分別・リサイクルを推進し、減量化・資源化への取組をより一層図るには、ごみの種類や量及び処理の方法に応じた施設整備や収集・運搬、処理・処分、環境対策などの経費がさらに必要となることが予想されます。

的確かつ効果的にごみの発生や排出を抑制し、減量化や資源化を推進するため、村においても効率的な事業を進め、経費の削減に努めることはもちろんのこと、住民や事業者が、適正なごみ処理費用を負担するなど、ごみ処理へのコスト意識を持つことも必要です。

そのため、家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれについて、ごみ処理費用が適正かつ公平に負担されるような有料化方策の検討を進めていくものとします。

2. 資源化計画

(1) 基本方針

資源化率維持を目指して、住民・事業者・村が互いに協力して、より一層のリサイクルを図ります。

また、リサイクルを推進するためには、適正な分別を行うとともに、リサイクル可能なものとして排出された資源物を有効利用できるような受け皿づくりが必要です。離島といった条件下でも可能なリサイクルシステムの確立を目指します。

(2) 施策内容

1) 分別排出の徹底

可燃ごみや不燃ごみの中に含まれている資源物の回収を強化するため、決められたごみの種類への分別やごみ集積所への出し方など、分別排出の徹底を図ります。

2) リサイクルシステム整備の検討

本村は、離島という地域特性のため、分別した資源物を村内で循環することは難しい状況です。これまで資源ごみは、コンテナに入れ、フェリーで本土に運ばれており、運搬費に手間と費用がかかっています。

さらに、剪定枝、落ち葉等の資源化（コンポストによる堆肥化等）について、本村で可能なリサイクルシステム整備の検討を行うものとします。

3. 収集・運搬計画

(1) 基本方針

効率的で環境に配慮した収集・運搬体制を整備し、住民の衛生的な生活環境を確保するとともに、資源化の推進を図ることを目標として、以下を基本方針とします。

- ① 家庭系ごみについて、環境に配慮した効率的な収集を行います。
- ② 住民のごみの分別排出への協力を得るため住民との連携をより緊密にして、分別排出が徹底するよう指導を行います。

(2) 収集計画

村が収集するごみは、現在のステーション方式を維持することを基本とします。

今後のプラスチック資源循環戦略の動向を踏まえ、更なるプラスチック製品の分別収集の実施等、柔軟に対応します。

(3) 施策内容

1) 効率的で環境に配慮した収集体制の確立

① 収集方法の検討

住民の意見・要望等に配慮しながら、収集頻度等の収集方法の見直しを適宜行うものとします。

2) ごみ集積所の管理

ごみ集積所の維持管理は、村が委託する地区会等が行うこととなっています。集積所環境を良好に維持するため、集積所の適切な利用方法、適切なおみの排出方法に関する指導を行い、住民と村が連携して、集積所環境の向上に努めるものとします。

4. 最終処分計画

(1) 基本方針 一般廃棄物の自区内処理とされている原則に小規模離島という地域特性上、本村は則ることが困難なため、最終処分については必要に応じて島外搬出の後、処理委託業者へ引き渡しの後、適正に処理します。

(2) 施策内容

1) 最終処分場の確保

焼却残渣は、島内で埋立ができないため、島外搬出の後、委託業者により回収され、適切に処分しています。

5. 関連施策

(1) 危機管理体制の整備

地震や水害等の災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物や、事故の発生等により一時的に村内でのごみ処理が不可能となった場合に備えて、廃棄物の仮置き場を確保しておくなど、危機管理体制を整備します。

(2) 適正処理困難物の処理

タイヤやバッテリー等の適正処理が困難な廃棄物については、事業者による引き取りシステムの形成が進むよう関係業界に要請を行います。

(3) 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、各種施策が適切に実施されているか確認を行うなどの進行管理を行うとともに、事業効果などを的確に評価できる体制づくりを進めます。

1) 進行管理体制の確立

ごみ処理に関する計画や施策の推進状況を確認する進行管理体制を確立し、進行状況の把握や評価を行います。

2) 進行状況の評価

計画の進行状況进行评估するため、本計画に基づく具体的な施策の実施状況や具体的な数値目標の達成状況などを評価し、課題をまとめます。

3) 進行状況の公表

整理された現状と課題については、広く住民や事業者に公表に努めます。

第7節 施設規模の算定

1. 計画ごみ焼却量

ごみ量予測に基づき、焼却施設の施設規模を検討します。

2. 炉数

施設の点検、補修あるいは不測の故障時にも、収集したごみの全量焼却を継続するため、2炉2系列とするのが一般的ですが、島内各地区に1か所小型焼却炉を配置のうえで焼却処理は充足しているため、既存の数を引き続き運用します。

『炉数 4 炉』

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現況と課題

1. 生活排水処理の現状の把握

(1) 生活排水処理体系

本村の生活排水処理体系は、令和6年度末時点において、各家庭から排出される生活排水は、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽により処理されています。

浄化槽により処理された処理水は委託業者による回収がされており、発生する浄化槽汚泥は村が委託する業者によって回収され、島外搬送の後、処理・資源化を行っています。

(2) 浄化槽使用世帯の内訳

1) 合併処理浄化槽 293 箇所 (うち村設置 290 箇所)

2) 単独処理浄化槽 56 箇所 (うち村設置 26 箇所)

(3) 生活排水の処理主体

本村における生活排水の処理主体は、表12のとおりです。

表12 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
合併及び単独処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	三島村

(4) 生活排水処理率

本村の居住実態がある住宅においては全て浄化槽を設置しており、過去5年間における生活排水処理率の推移についても、10割を達成しています。今後も同処理率を維持できるように管理・整備に努めます。

2. し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の状況

(1) 収集・運搬の状況

収集・運搬は、行政区域全域から発生する浄化槽汚泥及び汲み取りし尿を対象として、本村委託業者による、バキューム車によって行われています。

本村は、生活排水の処理を単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽により行っております。

本村の浄化槽汚泥の収集料金は全て公費によって賄われており、自己負担は発生しません。

3. 浄化槽汚泥及び汲み取りし尿の排出状況

(1) 浄化槽の設置状況

令和7年度現在、単独処理浄化槽 56 基、合併処理浄化槽 293 基となっています。

本村での浄化槽整備は、主に公費負担より行われ、設置後の維持・管理も村が行っています。

4. 生活排水処理の課題

現在設置されている単独処理浄化槽について、基数は少数ではありますが、生活雑排水を処理できる構造・性能を有していないことから、合併処理浄化槽への転換等を指導していき、生活雑排水の適正処理の推進について検討する必要があります。

第2節 生活排水処理の基本方針

1. 生活排水処理の理念

本村では、島という地域特性から生活排水（し尿、生活雑排水）処理について合併処理浄化槽による処理を推進し、公共用水域の保全に努めてきました。

今後も外部委託業者との連携により、処理機能の適切な維持をとおして生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることにより、豊かな自然環境を保全していきます。

2. 生活排水処理の基本方針

生活排水処理に係る理念を早期に実現するための基本方針を次のとおりとします。

- ・生活排水処理施設の適切な管理・整備

合併処理浄化槽の適切な管理・整備により処理機能を適切に維持していきます。

- ・住民意識の高揚

住民に対して生活排水処理に対する意識の向上を目指し、積極的な啓発活動を推進していきます。

第3節 生活排水処理形態別人口の予測

1. 生活排水処理形態別人口の予測

生活排水処理形態別人口の予測結果は、表13のとおりです。

表13 生活排水処理形態別人口の予測結果

区分	令和6年度	令和22年度
計画処理区域内人口	349	296
水洗化・生活排水処理人口	293	248
単独処理浄化槽人口	26	22

第4節 生活排水処理基本計画

本節では、生活排水処理に関する基本的事項について、計画目標年次における生活排水の種類別、処理主体別に生活排水処理全体の整合性を図るとともに、その内容を定めるものとします。

また、計画を実現するために今後講ずべき施策についても明らかにします。

1. 生活排水の処理計画

(1) 処理の目標

第2節で示した基本方針に基づいて、本村から発生するすべての生活排水を適切な処理施設で処理することを目標とし、本村全域において合併処理浄化槽での処理を進めていくものとします。

2. 生活排水を処理する区域及び人口等

(1) 合併処理浄化槽

本村全域において、生活排水を合併処理浄化槽により処理を行うことを目指します。

既設の単独処理浄化槽については、個々の状況を判断しながら、逐次合併処理浄化槽への転換を進めていきます。

合併処理浄化槽の設置及び管理については、村が費用の一部を住民から分担金・使用料を徴収している現行の体制を継続していきます。

合併処理浄化槽に係る整備計画概要は、表14のとおりです。

表14 合併処理浄化槽に係る整備計画概要

	処理区域	計画処理人口
合併処理浄化槽	全域	296

※計画処理人口は、計画目標年度である令和22年度の目標人口

(2) 浄化槽汚泥・汲み取りし尿

現在、本村では外部業者委託で適切に処理・資源化し、公共用水域の保全及び衛生処理に努めています。今後もこの方針を維持していきます。

第5節 浄化槽汚泥等の処理計画

浄化槽汚泥等は外部委託で適切に処理・資源化します。

1. 収集運搬計画

(1) 収集運搬に関する目標

生活圏から発生する浄化槽汚泥等を迅速かつ衛生的に処理するため、収集体制の効

率化・円滑化を図っていくことを目標とします。

(2) 収集区域の範囲

浄化槽汚泥等の範囲は本村全域とします。

(3) 収集運搬の方法

1) 収集区分

収集区分は、浄化槽汚泥等（単独処理浄化槽汚泥及び合併処理浄化槽汚泥）とし、収集は規模の大小に関係なく実施することとします。

2) 収集運搬の実施主体

浄化槽汚泥等の収集運搬の実施主体は、現行の体制どおり村直営で行うこととします。

3) 収集運搬機材

浄化槽汚泥等の収集運搬機材は、委託業者によるバキューム車によることとします。

4) 収集方法

浄化槽汚泥等の収集方法については、現行どおり本村の管理の下、適切かつ計画的な収集を行っていくこととします。

2. 最終処分計画

(1) 最終処分方法及び量

最終処分方法は、現行の委託業者による適正な処分を継続こととし、適用性等については随時考慮し決定していくこととします。

3. 資源化有効利用計画

(1) 資源化有効利用に関する目標

中間処理施設から発生する汚泥等は、資源化施設において資源化し、有効利用します。

(2) 資源化有効利用方法

資源化有効利用については、汚泥再生処理センターで発生する汚泥を資源化し、汚泥助燃材としてごみ焼却施設で有効利用します。

6. 住民に対する広報・啓発活動

生活排水処理を適正かつ迅速に進めていくため、以下に示すような広報・啓発活動を行っていきます。

(1) 合併処理浄化槽の管理・保守

浄化槽能力を維持し、生活排水を処理するためには、浄化槽の稼働状況の自己管理についての重要性を住民へ啓蒙します。

(2) 住民意識の高揚

公共用水域等の水質汚濁の現状と、その原因の一つが各々の家庭から排出される生活雑排水にあることを理解してもらい、住民の生活排水処理に関する意識を高めます。

これらを実現するためには、住民に対し協力を訴えていくことが重要であり、併せて生活排水処理対策の必要性について、広く住民に広報、パンフレット等により PR を行っていきます。

また、各家庭においては、廃食用油などの公共用水域を汚濁する可能性が懸念される物質等を流さないように呼びかけていきます。

(3) 生活排水処理対策推進に関わる活動

住民の生活排水に対する関心及び台所排水や廃食用油の処理方法などについて理解度を把握し、適正な生活排水処理への関心を高めていきます。